

# 第 1 1 次労働災害防止計画

— 悲惨な労働災害を繰り返さないために  
職場における労働者の安全と健康の確保に向けて —

高 知 労 働 局

## 第 1 1 次労働災害防止計画目次

1 計画のねらい	1
2 計画の期間	1
3 計画の目標	1
4 労働災害防止を推進する上での課題	2
(1) 第 1 0 次労働災害防止計画の目標達成について	2
(2) 労働災害の現状について	2
ア 業種別労働災害発生状況	2
(ア) 製造業	3
① 食料品製造業	3
② 木材・木製品製造業	3
③ パルプ・紙・紙加工品製造業	3
④ 金属製品製造業	4
⑤ 輸送用機械等製造業	4
(イ) 建設業	4
(ウ) 運輸業	4
(エ) 林業	4
(オ) 第三次産業	5
イ 事業場規模別労働災害発生状況	5
ウ 年齢別労働災害発生状況	6
(3) 労働者の健康を巡る状況	6
ア 一般定期健康診断における有所見率の状況等	6
イ 過重労働による健康障害及び精神障害の発生状況等	6
ウ 職業性疾病の発生状況等	7
エ 快適な職場環境を推進する必要性	7
5 計画における労働災害防止対策	7
(1) 自主的な安全衛生活動の促進	7
ア リスクアセスメントの普及促進	7
イ 労働安全衛生マネジメントシステムの活用	7
(2) 災害多発事業場対策	8

(3) 災害多発業種対策	8
ア 製造業対策	8
イ 建設業対策	9
ウ 陸上貨物運送事業対策	9
エ 林業対策	10
オ 第三次産業対策	10
(4) 特定災害防止対策	10
ア 機械災害防止対策	10
イ 墜落・転落災害防止対策	10
ウ 交通労働災害防止対策	11
(5) 職業性疾病の予防対策	11
(6) 職場における着実な健康確保対策	11
(7) 過重労働による健康障害の防止対策	12
(8) メンタルヘルス対策	12
(9) 快適職場づくり対策	13
(10) 安全衛生教育の徹底	13
(11) 労働災害防止の支援体制の整備	13
ア 情報提供体制の整備	13
イ 労働災害防止団体等との連携強化	13

# 第11次労働災害防止計画

## 1 計画のねらい

労働者の安全と健康はかけがえのないものであり、労働者本人にとってはもちろんのこと、家族、事業場、産業界、そして国全体にとって最大限尊重すべきものである。

事業場の生産活動を優先するあまり、労働者の安全と健康の確保がないがしろにされるようなことはあってはならないことであり、事業者をはじめとする関係者は、常に労働者の安全と健康の確保を優先しなければならない。労働者自身もこのことをよく理解し、安全衛生に関わる活動に積極的に取り組み、協力する必要がある。

労働災害を防止するためには、国、事業者、労働者をはじめとする関係者が一体となり、対策を総合的かつ計画的に実施する必要がある。

このため、国全体として、昭和33年に産業災害防止総合5か年計画が策定されて以来、10次にわたって労働災害防止計画が策定され、平成20年度からは平成24年度を目標年度とする第11次労働災害防止計画が策定されたところである。

高知労働局は、これまでも国全体で定める労働災害防止計画に基づき、高知県の実情に即した労働災害防止計画を推進してきたところであり、今般、県下の労働災害の発生状況等を踏まえ、第11次労働災害防止計画を策定し、今後5か年の労働災害防止対策の基本方針を示すものである。

## 2 計画の期間

本計画は、平成20年度を初年度とし、平成24年度を目標年度とする5か年計画とする。

ただし、この計画期間中に労働災害防止に関し、特別の事情が生じた場合は、必要に応じ計画の見直しを行うものとする。

## 3 計画の目標

労働災害の防止並びに労働者の健康の確保及び快適職場の形成促進を図り、安全衛生水準の向上を期すとともに、平成24年において次の目標を設定する。

- (1) 死亡者数を第10次労働災害防止計画期間中の最少であった平成18年と比して20%以上減少させること
- (2) 休業4日以上の死傷者数を平成19年と比して15%以上減少させること

- (3) 労働者の健康確保対策を推進し、定期健康診断における有所見率の増加傾向に歯止めをかけ、全国平均以下に減少させること

#### 4 労働災害防止を推進する上での課題

##### (1) 第10次労働災害防止計画の目標達成について

第10次労働災害防止計画(以下「10次防」という。)の計画期間中(平成15年から平成19年までの5年間)の死亡者数は、76人であり、第9次労働災害防止計画(以下「9次防」という。)の計画期間中(平成10年から平成14年までの5年間)の94人と比して19.1%の減少となったが、平成17年5月25日に高知労働局設置後初めて「死亡労働災害急増に係る非常事態宣言」を発令する状況があったなど、毎年増減を繰り返す状況があり、10次防に掲げた「労働災害による死亡者数が毎年増減を繰り返している現状を打破し、その大幅な減少を図る」とする目標を達成するまでには至らなかった。

また、10次防計画期間中の休業4日以上死傷者数は、5,844人であり、9次防計画期間中の7,003人に比して16.6%の減少となったが、10次防に掲げた「計画期間中における労働災害総件数を25%減少させる」とする目標を達成することはできなかった。

一方で、労働者の健康を巡っては、労災認定件数のうち、じん肺、振動障害及び非災害性腰痛症は減少し、10次防に掲げた「じん肺、振動障害、腰痛等の職業性疾病の減少を図る」とする目標を概ね達成した。

しかしながら、一般定期健康診断における有所見率は10次防計画期間中に毎年増加し、また、脳・心臓疾患及び精神障害の労災認定件数は増加したことから、10次防に掲げた「健康診断の確実な実施と適切な事後措置をはじめ、事業場における産業保健活動の活性化を図る」及び「過重労働による健康障害の防止対策、職場におけるメンタルヘルスケア対策の推進を図る」とする目標を達成するまでには至らなかった。

##### (2) 労働災害の現状について

10次防計画期間中の労働災害は、全産業で見ると、中長期的には減少しているものの、死亡者数は毎年増減を繰り返し、休業4日以上死傷者数は年々の減少幅が小さくなってきており、業種別、事業場規模別及び年齢別で見ると、以下の状況がある。

##### ア 業種別労働災害発生状況

休業4日以上<sup>1</sup>の死傷災害に占める業種別割合は、第三次産業(官公庁は除く)33.8%、製造業23.2%、建設業20.1%、林業11.3%、運輸交通業8.6%となっている。全体に占める割合は第三次産業が高く、産業構造の変化に伴いその割合が増加している。

死亡災害に占める業種別割合は、建設業36.8%、林業15.8%、製造業13.2%となっており、事故の型別は、墜落・転落が22件(30.1%)、交通事故が17件(23.3%)、飛来・落下、はさまれ・巻き込まれがそれぞれ7件(9.6%)、激突されが5件(6.8%)となっている。

なお、9次防計画期間中の死亡災害に占める業種別割合は、建設業56.4%、第三次産業13.8%、運輸業11.7%、製造業10.6%であったことから、建設業における減少が顕著である。

## (ア) 製造業

製造業における労働災害は、9次防計画期間中と比して、休業4日以上<sup>1</sup>の死傷災害が22.1%減少しているものの、全産業における割合は、休業4日以上<sup>1</sup>の死傷災害で約2割、死亡災害で約1割を占めている。

休業4日以上<sup>1</sup>の死傷災害を事故の型別で見ると、はさまれ・巻き込まれが26.3%を占めている。起因物別で見ると、動力機械が多く、27.0%を占めており、機械の安全装置を有効に保持していないもの、点検等の非定常作業時に機械を確実に停止していないものなど基本的な安全対策の不備に起因する災害が多く認められる。

さらに、製造業の休業4日以上<sup>1</sup>の死傷災害を更に業種別に分類すると、食品製造業23.3%、木材・木製品製造業14.2%、金属製品製造業11.8%、パルプ・紙・紙加工品製造業8.7%、輸送用機械等製造業7.4%となっており、事故の型別等では以下の状況がある。

### ① 食料品製造業

事故の型別で見ると、転倒災害が21.8%を占めており、業種別の細分類での発生順は、その他の食料品製造業40.3%、水産食料品製造業20.3%、パン、菓子製造業19.3%となっている。

### ② 木材・木製品製造業

事故の型別で見ると、はさまれ・巻き込まれが25.9%を占めている。

### ③ パルプ・紙・紙加工品製造業

事故の型別で見ると、はさまれ・巻き込まれが46.3%を占めており、労

働者10人以上の事業場の割合は98.3%となっている。

#### ④ 金属製品製造業

事故の型別でみると、はさまれ・巻き込まれが36.1%を占めている。

#### ⑤ 輸送用機械等製造業

事故の型別でみると、墜落・転落災害が17.6%を占めている。

### (イ) 建設業

建設業における労働災害は、9次防計画期間中と比して、休業4日以上之死傷災害が33.7%減少、死亡災害が47.2%減少となっており、いずれも大幅に減少している。

しかし、全産業に占める労働者の割合が1割未満であるところ、労働災害の割合は、休業4日以上之死傷災害で約2割、死亡災害で約4割を占めている。

事故の型別でみると、墜落・転落が死亡災害では60.7%、休業4日以上之死傷災害では32.4%を占めている。中でも、墜落防止のための手すりがないもの、安全帯を使用していないものなど、基本的な安全対策の不備に起因する災害も多く認められる。死亡災害について、更に詳細にみると、足場、屋根から墜落・転落したもののほか、路肩から建設機械ごと転落したものが多く認められる。

また、休業4日以上之死傷災害を工事の種類別でみると、9次防計画期間中は、土木工事業が48.2%を占め、次に建築工事業であったが、10次防計画期間中は、建築工事業が最も多くなり、49.0%を占めている。

### (ウ) 運輸業

運輸業における労働災害は、9次防計画期間中と比して、休業4日以上之死傷災害が15.6%減少、死亡災害が36.4%減少となっており、いずれも減少している。

しかし、全産業に占める労働者の割合が約5%未満であるところ、労働災害の割合は、死亡災害で約1割、休業4日以上之死傷災害で約1割を占めている。

事故の型別でみると、死亡災害の約6割を交通事故、休業4日以上之死傷災害の約3割を墜落・転落災害が占めている。

### (エ) 林業

林業における労働災害は、9次防計画期間中と比して、休業4日以上之死傷災害が8.3%減少したものの、死亡災害が71.4%の大幅な増加となった。

しかし、全産業に占める労働者の割合が1%未満であるところ、労働災害の割合は、休業4日以上死傷災害で11%、死亡災害で16%を占め、他の業種と比較して年千人率が極めて高い水準で推移している。

休業4日以上死傷災害を事故の型別で見ると、切れ、こすれが29.2%、飛来・落下が19.6%、激突されが17.5%となっている。中でも、伐木作業、かかり木処理、下刈り作業等において、作業手順を徹底せず、不適切な方法で作業を遂行したことに起因する災害が多く認められる。

さらに、近年は高性能林業機械による災害事例が目立ってきている。

### (オ) 第三次産業

第三次産業における労働災害は、9次防期間中と比して、休業4日以上死傷災害は横ばいとなっている。全産業に占める労働者の割合は、サービス経済化の進展によって増加し、7割を上回ってきており、これに伴い、全産業に占める休業4日以上死傷災害の割合は約3割であり、建設業、製造業と並んでいる。

また、死亡災害の割合も約2割となっている。

第三次産業全体の年千人率は、全産業の平均に比べ低いが、業種によって、その発生率や、発生態様が異なっている。

休業4日以上死傷災害を業種別で見ると、商業31.4%、保健衛生業21.4%、接客娯楽業17.0%となっている。業種別の細分類では、商業は小売業が73.8%を占め、その中で各種小売業が41.9%を占め、保健衛生業は医療保健業が54.5%を占め、接客娯楽業はゴルフ業が17.9%を占めている。

事故の型別で見ると、転倒23.3%、動作の反動・無理な動作18.2%、交通事故(道路)10.9%となっている。

さらに、事故の型別で休業4日以上死傷災害をみると、墜落・転落では、商業31.2%、転倒では、商業32.0%、保健衛生業22.2%、交通事故(道路)では、商業33.2%、通信業21.4%、動作の反動・無理な動作では、保健衛生業39.3%、商業25.8%となっている。

また、事業場規模別及び年齢別で見ると、労働者10人から49人の事業場の割合が39.8%、50歳以上の高齢労働者の割合が約4割となっている。

### イ 事業場規模別労働災害発生状況

事業場規模別に休業4日以上労働災害の発生率をみると、県内の労働者の7



割以上が働いている労働者数100人未満の中小規模事業場で約86%が発生しており、中でも労働者数50人未満の事業場が約76%を占めている。

労働災害の発生率は、規模が小さくなるに従って高くなっており、労働者数100人以上の規模の事業場に比べ、労働者数10人～99人の規模の事業場では約1.4倍、労働者数10人未満の規模の事業場では約2.2倍となっている。

#### ウ 年齢別労働災害発生状況

年齢別の労働災害の発生状況は、少子化・高齢化社会の進展に伴い、労働力人口の高齢化が進む中で、50歳以上の高年齢労働者の占める割合が高くなっており、死亡災害の約6割、休業4日以上死傷災害の約4割以上を占めている。

### (3) 労働者の健康を巡る状況

#### ア 一般定期健康診断における有所見率の状況等

労働者の健康状況は、一般定期健康診断結果をみると、何らかの所見のある労働者の割合が10次防計画期間中に毎年増加し、平成19年には50.0%に達している。特に、平成15年以降、本県の有所見率は、全国平均を上回る状況となっている。

本県においては、労働者数50人未満の中小規模事業場で働く労働者の健康確保を支援するために、地域産業保健センターを各労働基準監督署の管内に設置し、労働者、事業者に対して健康相談、個別訪問産業保健指導等の産業保健サービスの提供を行っているが、労働人口の高齢化が進む中で、更なる利用促進によって産業保健活動の一層の活性化を進めていくことが求められる。

#### イ 過重労働による健康障害及び精神障害の発生状況等

一般定期健康診断における有所見率が50.0%に達している中で、長時間労働等による過重負荷をもって脳・心臓疾患を発症したとする労災請求は、平成15年度から平成19年度までに44件(うち死亡8件)(平成20年3月末現在。以下同じ。)あり、このうち平成20年3月末までに15件(うち死亡4件)の労災認定を行っている。

また、業務による心理的負担をもって精神障害を発症したとする労災請求は、同期間中に22件(うち自殺1件)あり、このうち平成20年3月末までに2件(うち自殺0件)の労災認定を行っている。

このように依然として過重労働による健康障害及び精神障害の発生が認められることから、事業場におけるメンタルヘルスケア体制の整備、事業場におけ

る適正な労働時間管理、健康管理が一層求められる。

#### ウ 職業性疾病の発生状況等

10次防計画期間中に、じん肺症、振動障害が新規に発生しており、依然として後を絶たない状況にある。

災害性腰痛は業務による疾病全体の約半数を占めている。

また、職場におけるパソコン等のVDT作業について、適切な管理が行われないことによる眼疲労や筋骨格系等への健康障害が懸念される。

さらに、石綿等による健康障害は今後も引き続き発生するおそれがあり、石綿等が吹き付けられ飛散するおそれのある建築物等の解体等の作業に係るばく露防止対策はもちろんのこと、石綿等が吹き付けられ飛散するおそれのある建築物等の内部における作業等に係るばく露防止対策及び健康診断の実施等の健康管理の徹底が求められる。

#### エ 快適な職場環境を推進する必要性

技術革新等により、職場における作業態様や労働環境が変化しているとともに、高年齢労働者の増加、女性の就業分野の拡大が見込まれる中で、すべての労働者にとって働きやすい職場環境を形成していく必要がある。

また、職場における受動喫煙の防止対策を一層充実していくことが求められる。

### 5 計画における労働災害防止対策

#### (1) 自主的な安全衛生活動の促進

##### ア リスクアセスメントの普及促進

労働災害全体の大幅な減少を図るためには、事業場における危険性又は有害性の特定、リスクの見積り、リスク低減措置の検討等を行い、それに基づく措置の実施を行うという一連の手法であるリスクアセスメントについて周知し、取組実施例の収集に努め、あらゆる機会をとらえて、その普及促進に取り組むこととする。

##### イ 労働安全衛生マネジメントシステムの活用

労働安全衛生マネジメントシステムを導入している事業場は、未導入事業場に比して労働災害の発生率が低いとの調査結果があるが、導入率は低調であり、自主的な安全衛生活動の活性化のためにも、あらゆる機会をとらえて、普及促進を図ることとする。

以上のア、イを効果的に実施するため、

(ア)「安全文化」を構築すること

(イ) 安全衛生委員会等の活性化を図ること

(ウ) 日常的な安全衛生活動の充実を図ること

(エ) 安全衛生情報の提供の充実を図ること

(オ) 事業場における労働災害の記録を制度化し、活用し、再発防止対策の徹底を図ること

の環境整備を図ることが必要であり、その取組を促進することとする。

## (2) 災害多発事業場対策

10次防計画期間中の労働災害発生事業場のうち、同一事業場で5件以上の災害を発生させた事業場の割合は2.7%であるが、これらの事業場は休業4日以上の死傷災害全体の14.6%を占めている。また、3件以上の災害が発生した事業場で見ると、8.0%を占め、休業4日以上の死傷災害全体の約3割を占めており、災害多発事業場の災害を減らすことが、死傷災害の大幅減少につながることになる。

このため、これらの災害多発事業場に対する取組の強化を図る。

## (3) 災害多発業種対策

災害多発業種としては、製造業、建設業、運輸交通業、林業、商業及び保健衛生業となっている。特に、それぞれの業種において災害が多い事故の型として、製造業では、はさまれ・巻き込まれとなっており、さらに、製造業を細分類で見ると、食料品製造業（特にその他の食料品製造業、水産食料品製造業、パン・菓子製造）では、転倒、はさまれ・巻き込まれ、切れ・こすれ、高温・低温の物との接触、木材・木製品製造業では、飛来・落下、はさまれ・巻き込まれ、切れ・こすれ、パルプ・紙・紙加工品製造業では、はさまれ・巻き込まれ、窒業土石製品製造業では、はさまれ・巻き込まれ、墜落・転落、金属製品製造業では、はさまれ・巻き込まれ、飛来・落下、一般機械器具製造業では、はさまれ・巻き込まれ、飛来・落下、輸送用機械等製造業では、墜落・転落、飛来・落下となっている。

また、建設業では、墜落・転落、運輸交通業では、墜落・転落、林業では、切れ・こすれ、商業及び保健衛生業では、動作の反動・無理な動作となっている。

このため、次に掲げる業種別対策を重点的に推進し、それぞれの業界全体としての取組の促進を図る。

### ア 製造業対策

リスクアセスメントの導入促進を図り、業界団体による普及活動の支援等を行う。

また、災害の起因物として、動力機械によるものが多いことから、「機械の包括的な安全基準に関する指針」に基づいた措置の実効性が確保される対策を推進する。

## イ 建設業対策

中小地場総合工事業者の専門工事業者に対する安全衛生管理についての指導力を高めるため、中小地場総合工事業者指導力向上事業を支援するとともに、専門工事業者の安全衛生管理能力の向上を図るため、関連する事業の推進を図る。

また、死亡災害の半数を占める墜落・転落災害を減少させるため、適正な作業床の設置、囲い・手すり・覆い等の設置、安全帯の使用、防網の設置等、墜落防止措置の徹底を図るとともに、木造家屋等の低層住宅建築工事における足場先行工法、中高層建築工事における足場の組立・解体時の手すりを先行する足場組立工法等の普及促進を図る。

さらに、建設機械等による災害を減少させるため、誘導員の配置等による路肩からの転落災害の防止、立入り禁止措置の徹底等による建設機械との接触防止等を図る。

このほか、土砂崩壊災害の防止については、上下水道等工事における土止め先行工法等の普及促進を図る。

また、死亡災害を発生させた事業場、災害を多発させた事業場等に対しては、再発防止を徹底するため、労働安全衛生法第99条の2の規定(再発防止講習の受講指示)を適切に運用する。

対策の推進に当たっては、建設業労働災害防止協会高知県支部との連携を図るとともに、高知県木造家屋等低層住宅建築工事労働災害防止対策協議会、各地区建設業安全衛生推進協議会に対する指導援助、「建設安全点検の日」の定着を支援する等により、自主的な労働災害防止活動の推進を図る。

これらの労働災害防止対策、とりわけ死亡災害が多発している土木工事業における対策の実施に当たっては、発注機関の協力が不可欠であり、引き続き、発注機関と連携強化を図り、労働災害防止のための積極的な取組を働きかける。

## ウ 陸上貨物運送事業対策

交通危険マップ等も活用した適正な運行管理、適正な労働時間管理・健康管

理をはじめ、「交通労働災害防止のためのガイドライン」の周知徹底を重点に交通労働災害防止対策の徹底を図る。

また、荷役作業における墜落・転落災害や腰痛を減少させるため、適切な作業手順の作成とそれに基づく安全な作業方法の徹底を図る。

これらの対策を効果的に進めるため、陸上貨物運送事業労働災害防止協会高知県支部との連携を図る。

このほか、荷主等に対し、発注条件の適正化の促進を図る。

## **エ 林業対策**

「かかり木処理の作業における労働災害防止のためのガイドライン」の徹底をはじめ、作業手順に基づいた適切な作業の遂行の徹底を図る。また、チェーンソー、刈払機及び高性能林業機械等による災害の防止のため、安全な作業方法の徹底を図る。

対策の推進に当たっては、四国森林管理局、高知県森林局との連携を図るとともに、林材業労働災害防止協会高知県支部、各地区の森林組合等における活動に対する指導援助により、自主的な労働災害防止活動の促進を図る。

## **オ 第三次産業対策**

商業、保健衛生業及び接客娯楽業等の労働災害が多発している業種、増加している業種、労働災害発生率の高い業種については、業種別に策定された労働災害防止のためのガイドラインの徹底をはじめ、事業者及び労働者の安全衛生意識の向上を図る。

また、各事業場における労働災害防止に対する取組を強化するため、業種別の団体等に対する働きかけを促進する。

## **(4) 特定災害防止対策**

### **ア 機械災害防止対策**

製造業、特に、食料品製造業、木材又は木製品製造業、一般機械器具製造業、金属製品製造業を中心に、機械設備の安全防護装置の有効保持の徹底、点検整備時等における機械の確実な停止をはじめ、適切な作業手順の徹底を図る。

また、製造者等が「機械の包括的な安全基準」等に基づくりスクアセスメントを行い、機械を安全に設計・製造し、使用者は製造者によるリスクアセスメントの結果等を踏まえて安全に機械を使用する「機械の包括的な安全基準」の周知徹底を図り、その実効性が確保されるよう対策を推進する。

### **イ 墜落・転落災害防止対策**

建設業以外でも建築物や荷役作業中の車両等からの墜落・転落災害が発生しており、このため、適正な作業床の設置、囲い・手すり・覆い等の設置、安全帯の使用及び防網の設置の墜落防止措置の徹底を図る。

#### ウ 交通労働災害防止対策

交通労働災害を減少させるためには、事業者は、その対策を自動車を運転する労働者任せにするのではなく、目的地までの距離、道路事情等を勘案した適切な走行管理、睡眠時間の確保に配慮した過労運転を行わせない適切な労働時間管理、安全意識を高める教育を始め、事業者による安全管理を徹底することが重要である。このような観点から、業種を問わず、あらゆる機会をとらえて、「交通労働災害防止のためのガイドライン」の徹底を図る。

### (5) 職業性疾病の予防対策

職業性疾病を予防するため、引き続き、労働衛生管理の基本である作業環境管理、作業管理、健康管理の徹底を図る。

粉じん障害の防止については、「第7次粉じん障害防止総合対策」に基づき、作業環境の改善、呼吸用保護具の着用の徹底、健康管理の徹底を始め各種対策を実施する。特に、アーク溶接作業及びトンネル建設作業における対策の徹底を重点とし、トンネル建設作業については、改正された粉じん障害防止規則及び「ずい道等建設工事におけるガイドライン」に基づく指導の徹底を図る。

腰痛予防対策については、「職場における腰痛予防ガイドライン」の周知徹底を図る。

振動障害の防止については、「振動障害防止ガイドライン」に基づく作業環境管理等の徹底を図る。

石綿等による健康障害の防止については、「石綿による健康障害防止対策の推進について」により、製造等の全面禁止の措置の徹底、解体作業等におけるばく露防止対策の徹底、離職者の健康管理対策の推進を図る。

熱中症の予防については、熱中症が多く発生している業種、時期等を重点に、予防に向けた取組を促進する。

VDT作業における健康障害の防止については、「VDT作業における労働衛生管理のためのガイドライン」の周知徹底を図る。

### (6) 職場における着実な健康確保対策

労働者の心身の健康を確保し、職業性疾病を予防するため、産業医、衛生管理者等産業保健スタッフの選任及びその職務遂行の徹底を図るとともに、高知県衛

生管理者交流会の活動を促進することによって、専門性の向上を図る。

また、健康診断の実施とその結果に基づく事後措置の徹底を図る。特に、小規模事業場に対しては、地域産業保健センターの利用勧奨、小規模事業場産業保健活動支援促進事業(産業医共同選任事業)の推進により、健康診断の適切な事後措置を始めとする産業保健活動の活性化を図る。また、深夜業に従事する労働者に対しては、自発的健康診断受診支援助成金制度の周知を図る。さらに、妊娠中及び出産後の女性労働者に対して、適切な母性健康管理措置を講ずることが重要であるため、その措置について周知徹底を図る。

さらに、事業場における心身両面にわたる健康保持増進措置(THP)の普及促進のため、中小規模事業場健康づくり事業の利用促進を図るとともに、関係機関との連携強化を図る。

これら対策の実施に当たっては、高知産業保健推進センター、地域産業保健センターとの連携に加え、高知県等の地域保健との連携の強化を図り、より実効ある健康づくりを推進する。

#### **(7) 過重労働による健康障害の防止対策**

過重労働による健康障害の防止を的確に進めるため、「過重労働による健康障害の防止のための総合対策」に基づき、労働時間適正化による労働時間管理の徹底を図るとともに、過重労働となるような長時間の時間外労働の削減や年次有給休暇の取得促進などにより長時間労働を排除する。

また、長時間労働が発生した場合には、面接指導及びその結果に基づく措置の徹底を図る。特に、平成20年4月1日からは、長時間労働を行った労働者に対する医師による面接指導制度がすべての規模の事業場に適用されることから、労働者数50人未満の中小規模事業場については地域産業保健センターの専用窓口の活用を促進を図る。

また、産業医や地域産業保健センターの登録医の活用等により、その助言指導に基づく改善や、労働者への面接による保健指導等の健康管理対策の強化を図る。

#### **(8) メンタルヘルス対策**

労働者の心の健康確保については、事業場内相談体制の整備、事業場外資源であるメンタルヘルス相談の専門機関との連携の促進、職場復帰のための対策の推進を図る。

自殺予防については、「職場の自殺予防マニュアル」の周知を図る。

これらの対策の推進に当たっては、高知県メンタルヘルス対策推進連絡会議及

び高知県自殺対策連絡協議会への協力により、関係機関との連携を図るとともに、中央労働災害防止協会高知県支部が実施している「職場におけるメンタルヘルス対策の事業者等支援事業」への指導援助により、事業場における自主的な取組の推進を図る。

#### **(9) 快適職場づくり対策**

労働力人口の高齢化、女性の就業分野の拡大の中で、すべての労働者にとって働きやすい快適な職場環境の形成の促進を図るため、継続事業場を中心にあらゆる機会をとらえ、快適職場推進計画認定事業の利用促進を図る。

また、「職場における喫煙対策のためのガイドライン」の周知徹底等により、受動喫煙の防止対策等の充実強化を図る。

#### **(10) 安全衛生教育の徹底**

就業形態の多様化している中で、労働災害の防止を図るため、雇入れ時や作業内容の変更時等の安全衛生教育等の徹底を図る。

#### **(11) 労働災害防止の支援体制の整備**

##### **ア 情報提供体制の整備**

労働災害の未然防止の観点から労働災害発生原因の総合的な分析、分析結果に基づく労働災害防止のために有効な対策等、あるいは、労働災害のリスクの減少等に有効な労働安全衛生マネジメントシステムにおけるリスク評価の実施事例、リスク評価に基づく改善事例、改善効果等の安全衛生情報を積極的に収集、分析するとともに、インターネット等を活用して、これら情報を積極的に提供することにより、自主的安全衛生活動の活性化を図る。

##### **イ 労働災害防止団体等との連携強化**

各労働災害防止団体における労働災害防止活動に対する指導援助を始め、連携を強化することにより、一層効果的な安全衛生対策の推進を図る。

また、関係行政機関並びに高知産業保健推進センター、地域産業保健センター等の関係機関との連携を強化する。